

議案第56号

紫波町手数料条例の一部を改正する条例

紫波町手数料条例（平成12年紫波町条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

現 行			改 正 後		
別表（第2条関係） 1 法令に基づく事務に係る手数料 （1）～（6） 略 （7）住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）関係			別表（第2条関係） 1 法令に基づく事務に係る手数料 （1）～（6） 略 （7）住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）関係		
名称 （事務）	金額		名称 （事務）	金額	
略	略	略	略	略	略
住民票等交付手数料 （住民基本台帳法第12条第1項又は第12条の3第1項若しくは第2項の規定による住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付）	1件につき	300円 （ <u>住民基本台帳カード又は個人番号カードによる交付の請求をする場合は、200円。</u> 郵便等による交付の請求をする場合は、400円。 <u>1枚を超える場合は、1枚目の額にその超える枚数1枚につき200円を加えた額</u>	住民票等交付手数料 （住民基本台帳法第12条第1項又は第12条の3第1項若しくは第2項の規定による住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付）	1件につき	300円 （郵便等による交付の請求をする場合は、400円）

広域交付に係る住民票交付手数料 (住民基本台帳法第12条の4第1項の規定による住民票の写しの交付)	1件につき	300円 (1枚を超える場合は、 300円にその超える枚数1枚につき200円を加えた額)
戸籍附票交付手数料 (住民基本台帳法第20条第1項、第3項又は第4項の規定による戸籍の附票の写しの交付)	1件につき	300円 (住民基本台帳カード又は個人番号カードによる交付の請求をする場合は、200円。郵便等による交付の請求をする場合は、400円)

(8)及び(9) 略

2 条例に基づく事務に係る手数料

紫波町印鑑条例(昭和50年紫波町条例第8号)関係

名称 (事務)	金額	
略	略	略
略	略	略
印鑑登録証明書交付手数料 (紫波町印鑑条例第13条第2項の規定による印鑑登録証明書の交付)	1件につき	300円 (住民基本台帳カード又は個人番号カードによる交付の請求を

広域交付に係る住民票交付手数料 (住民基本台帳法第12条の4第1項の規定による住民票の写しの交付)	1件につき	300円
戸籍附票交付手数料 (住民基本台帳法第20条第1項、第3項又は第4項の規定による戸籍の附票の写しの交付)	1件につき	300円 (郵便等による交付の請求をする場合は、400円)

(8)及び(9) 略

2 条例に基づく事務に係る手数料

紫波町印鑑条例(昭和50年紫波町条例第8号)関係

名称 (事務)	金額	
略	略	略
略	略	略
印鑑登録証明書交付手数料 (紫波町印鑑条例第13条第2項の規定による印鑑登録証明書の交付)	1件につき	300円

	する場合は、 <u>200円</u>)
--	----------------------

3 その他の手数料

名称 (事務)	金額	
町税等に関する証明手数料 (町税その他公課金に関する証明書の交付)	1件につき	300円 (<u>住民基本台帳カード又は個人番号カードによる交付の請求をする場合は、200円。1枚を超える場合は、1枚目の額にその超える枚数1枚につき200円を加えた額</u>)
略	略	略
略	略	略
略	略	略
略	略	略
略	略	略
略	略	略
略	略	略
略	略	略

備考 略

--	--	--

3 その他の手数料

名称 (事務)	金額	
町税等に関する証明手数料 (町税その他公課金に関する証明書の交付)	1件につき	300円 (1枚を超える場合は、1枚目の額にその超える枚数1枚につき200円を加えた額)
略	略	略
略	略	略
略	略	略
略	略	略
略	略	略
略	略	略
略	略	略
略	略	略

備考 略

附 則

- この条例は、平成29年12月1日から施行する。
- この条例の施行の日から平成29年12月30日までの間において住民基本台帳カード又は個人番号カードによる証明書その他の書類の交付の請求をする場合であって、自動交付機により交付を行うときの手数料については、なお従前の例による。

平成 29 年 9 月 5 日 提出

紫波町長 熊 谷 泉

理由

住民票等交付手数料等の額を改定しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。